

八王子市住民主体による通所型サービス事業実施要綱

令和4年1月1日施行

令和4年9月1日改正

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45及び八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、住民主体による通所型サービス（以下「通所B」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域の住民主体による介護予防に資する通いの場を運営するとともに、リハビリテーション専門職等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等、介護予防の推進に必要な専門職。以下「専門職」という。）が、効果的な介護予防の取り組みを補佐することで、高齢者の自立した日常生活の継続に向けたセルフマネジメントの定着及び社会参加の促進を図る。

(定義)

第3条 本要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(実施主体)

第4条 実施主体は、八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱に定める「八王子市健康づくりサポーター」とする。なお、これに準ずる知識を有する市民及び市内に在勤する者で、通所Bの目的及び内容を理解し、その実現が可能と市が判断する場合は、その他住民ボランティアも通所Bのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）とすることができる。

2 サービス提供者は、前項に加え、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、八王子市暴力団排除条例（平成24年12月6日条例第45号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員となっている団体又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

(1) 政治活動及び宗教活動を目的としない者

(2) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない者

(利用者)

第5条 通所Bの対象者は、原則、総合事業実施要綱第5条第1項に定める対象者（以下「利用

者」という。)とする。

- 2 前項に定める対象のほか、通所Bの提供に差し障りがない（自分で実施場所まで行き来できる、利用に必要な調整や参加管理ができる等）場合に限り、総合事業実施要綱第5第3項に定める対象（一般介護予防事業の対象者）も利用者として利用することができる。

（提供内容）

第6条 国で定める地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号）に基づき、通所Bの提供内容は、介護予防及びセルフマネジメントの定着に資する体操や運動、健康相談、社会参加支援及びこれに付随する業務（評価、サービス提供後の状態確認等）とする。

- 2 サービス提供効果を把握するため、市が別に定める指標を用いて利用者の心身状態の変化について定期的に把握し、専門職と連携しながら提供内容の改善を図る。
- 3 サービスの提供期間は、地域の特性及び会場に供する施設の性質に応じて6か月とすることができる。
- 4 その他、通所Bの提供にかかる必要な事項については、必要に応じて市が別に定める。

（提供場所）

第7条 通所Bを提供する場所は、利便性、広さ、他機関（市組織含む）との連携のしやすさ等を踏まえ、通所Bを適切に提供できると市が判断する場所とする。

（提供方法）

第8条 通所Bは、原則、総合事業実施要綱別表第2に定める、第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）及び「八王子市指定介護予防・日常生活支援総合事業の事業（第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業部分）に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱」に基づき提供する。ただし、第4条第2項に定める対象者はこの限りではない。

（利用方法）

第9条 通所Bを利用しようとする者は、「通所B 利用申込書兼同意書」（第1号様式）を市に提出するものとする。

（利用者負担）

第10条 原則、通所Bの利用にかかる利用者の負担は求めない。ただし、サービス提供にあたり、利用者個人の所有物となる資料や物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

（サービス提供者の登録）

第11条 サービス提供者として参加しようとする者は、「八王子市住民主体による通所型サービス事業 参加申込書」（第2号様式）を市に提出し、サービス提供者としての登録を行うものと

する。

(内容変更)

第12条 サービス提供者は、登録申込書の内容に変更があった場合、「八王子市住民主体による通所型サービス事業 内容変更届出書」(第3号様式)により、速やかに市に提出しなければならない。

(中止・取消)

第13条 活動の中止を希望するサービス提供者は、「八王子市住民主体による通所型サービス事業 中止届出書」(第4号様式)により、速やかに市に提出しなければならない。

2 市は前項の規定による届出があった場合のほか、次に掲げる事項に該当する場合は、当該事業への登録を取り消すことができる。

- (1) サービス提供者と一定期間、連絡がとれない等、活動の実態がないと認められる場合
- (2) サービス提供者の状況の変化により、活動が困難であると認められる場合
- (3) その他、当該事業への参加の取り消しについて、市長が妥当だと認める場合

(研修)

第14条 サービス提供者は、市が主催又は推奨する関連研修の受講に努めるものとする。

2 サービス提供者は、必要に応じ、専門職からのサービス提供の効果向上に向けた技術的助言を受けること。

(サービス提供団体の責務)

第15条 サービス提供団体(法人、ボランティア団体等がサービス提供者となる場合における団体をいう。以下同じ。)は、住民主体サービスを適切かつ安全に提供するため、従事者に対して、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 安全なサービス提供を行うことを目的とした関連研修の受講
- (2) 従事者の健康状態の管理
- (3) 個人情報の適切な管理(個人情報の保護、情報セキュリティ)
- (4) 地域との結び付きを重視した市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した運営
- (5) サービス提供において発生する事故等に対する適切な対応
- (6) 日頃より地域課題やニーズを把握し、市が推進する生活支援体制の充実に協力する(生活支援コーディネーターとの意見交換、生活支援協議体等への参加、地域包括支援センターと連携した自立支援・介護予防の取り組み等)

(地域資源との連携)

第16条 サービス提供者は、向上した心身状態及び生活環境等を継続するため、専門職及び市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域活動団体や民間企業等の多様な主体と協力しながら、利用者の活動量増加に努めるものとする。

(評価・検証)

第17条 通所Bの提供及び利用方法等に関する課題や意見等を集約し、効果的なサービスの内容や安全、安心なサービス提供について、専門職、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と連携し、効果や手法等について随時評価・検証を行う。

2 評価・検証にかかる具体的な手法及び指標については、市が別に定める。

(実績報告)

第18条 サービス提供者は、月次報告書（第6号様式）により、市にその月毎の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(公表)

第19条 次の各号を含む通所Bの実施内容を公表する。

- (1) サービス提供者（団体）の概要（名称、住所、連絡先等）
- (2) 提供内容
- (3) 提供時間
- (4) 提供範囲
- (5) 利用者が負担する費用
- (6) 利用に関する連絡先
- (7) その他、通所Bの利用に関して必要な事項

(遵守事項)

第20条 サービス提供者及び専門職は、次の事項を順守し、必要な措置を講じなければならない。

(1) 衛生及び健康管理

サービスを提供する場所の衛生状態の維持並びに従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 秘密保持

在職中及び退職後においても、正当な理由がなく通所Bの実施にあたって知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者へのサービス提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(苦情処理)

第21条 総合事業実施要綱第13条に定める苦情処理に準じる。

(その他)

第22条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

2 令和4年8月31日までに利用申込をした者については経過措置として従前の要綱による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。